

平成22年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等

《くつのまちながた神戸 株式会社》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>ア 会計に関する事務</p> <p>会社の諸規定に則った処理がなされていない次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 振替伝票をはじめ各種伝票類に決裁欄があるにも拘わらず、会社の専決規定に則った決裁がなされていないもの。</p> <p>(イ) 近距離旅費の請求時に添付されている根拠資料の様式が一様でなく、請求書にメモが貼り付けられているだけのもの。</p> <p>誤りを未然に防止する観点から複数で確認するよう適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>(ア) 当該事例について、再度、社内で検査を実施し、不適切な処理がされた事例がないことを確認した。</p> <p>さらに、今後同様の事例が起らないよう、振替伝票をはじめすべての各種伝票類について、経理事務担当者から総務課長へ起案・決裁を行うよう規程及び事務の流れを全社員に再確認し、複数職員によるチェック体制を徹底した。</p> <p>(イ) 根拠資料となっていたメモの交通経路等の記載内容について、社内で再度検査を実施し、業務の内容と照らし合わせたところ、経済的かつ合理的であり、適切な内容であることを確認した。</p> <p>さらに、旅費の精算にあたっては、規定の交通費精算書以外は認めないこととし、全社員に交通費精算書の使用を徹底した。</p>	<p>措置済</p>

イ 契約に関する事務
 契約書の契約期間が過ぎているにも拘わらず、事実上契約を継続している以下のような事例が見受けられた。
 (事例)

当該事例については、実地検査後速やかにそれぞれの契約先と契約を締結し、明確な根拠の元に支出、収入がで

契約内容	契約の相手方	契約期間	契約更新条件
建物等清掃業務の委託	A社	平成20年4月1日～平成21年3月31日	なし
インキュベーション施設(シューズプラザ3階)の賃貸	B社 C社	平成20年7月20日から1年間	1年間更新可。但し、更新期間は平成22年7月19日が限度。

契約期間を経過した契約書は会社が行う支出及び収入事務の根拠としては不十分であることから、契約更新等の適正な事務処理を行うべきである。

きるよう改めた。
 また、今後このような事例が再発しないよう、全ての契約リストを再整理し、契約期間や家賃額等の契約の重要な要件を常に確認できるようにするとともに、契約に関する情報を担当社員が共有し、複数の社員が確認できる体制を整備した。

措置済